

○看護学部 看護学科 養護教諭の免許状取得に関する科目

◆平成 31 年度～令和 3 年度入学生

1) 基礎資格及び修得すべき単位

「養護教諭一種免許状」(以下、「養教一種免」という。) 「養護教諭二種免許状」(以下、「養教二種免」という。) を取得するためには、表①のように教育職員免許法等で規定された「資格」と「修得単位」を必要とします。

また、教育職員免許法施行規則第 66 条 6 に定める科目は、付表 A のとおりです。

表① 基礎資格及び修得すべき単位

免許の種類	基礎資格	最低修得単位数			
		教育職員免許法施行規則第 66 条 6 に定める科目	教職に関する科目	教科に関する科目	教科または教職に関する科目
養教二種免	保健師	8 単位 (付表 A)			
養教一種免	学士の称号を有する	8 単位 (付表 A)	21 単位以上 (付表 B)	28 単位以上 (付表 C)	7 単位以上 (付表 D)

付表 A (教育職員免許法施行規則第 66 条 6 に定める科目)

科目	修得単位数	修得方法
日本国憲法	2	「憲法・人権論」(1 年前期・2 単位・必修) を必ず修得すること。
体 育	2	「健康スポーツ」(1 年前期・2 単位・選択) を必ず修得すること。
外国語コミュニケーション	2	「エッセンシャルイングリッシュ」(1 年前期・1 単位・必修)、「アドバンストイングリッシュ」(1 年後期・1 単位・必修) を修得すること。
情報機器の操作	2	「情報処理演習」(1 年後期・1 単位・必修) は必ず修得すること。残り 1 単位は「情報処理の基礎」(1 年後期・2 単位・選択)「インターネットの使い方」(2 年前期・1 単位・選択) のうちから 1 科目を修得すること。

2) 単位の修得方法

教育職員免許法等で規定された「教職に関する科目」「教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の単位の修得方法は、表②のとおりです。

表② 単位の修得方法

免許の種類	科目の区分	取得方法
養教一種免	教職に関する科目	付表 B により修得すること
	教科に関する科目	付表 C により修得すること
	教科又は教職に関する科目	付表 D により修得すること

3) 教職に関する科目

教職に関する科目は、付表 B のとおりです。

付表 B 教職に関する科目 *全科目必修(卒業単位には含まれません)

科目区分	授業科目名	単位数	開講時期
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理*	2	1 年後期

教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論＊	2	1 年前期
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学＊	2	2 年後期
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	子どもの発達と学習＊	2	2 年前期
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論＊	2	2 年後期
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論＊	2	1 年後期
道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	特別活動論(道徳及び総合的な学習を含む)＊	2	2 年前期
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論＊	2	2 年前期
生徒指導の理論及び方法	生徒指導論＊	2	2 年前期
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談・カウンセリング＊	2	1 年後期
養護実習	養護実習指導＊	1	3 年前・後期
	養護実習＊	4	3 年前期
学校体験活動	学校体験活動＊	1	1～2 年前・後期
教職実践演習	教職実践演習(養護教諭)＊	2	4 年後期

4)「養護」の教科に関する科目

「養護」の教科に関する科目は、付表 C のとおりです。

付表 C 「養護」の教科に関する科目

○選択科目であるが必ず修得すること

科目の区分	授業科目名	開講時期	必修単位	選択単位	最低修得単位数
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む)	公衆衛生学	2 年前期	2		4
	保健統計	2 年後期	2		
学校保健	学校保健	2 年前期		②	2
養護概説	養護概論	2 年後期		②	2
健康相談活動の理論及び方法	健康相談活動	2 年後期		②	2
栄養学(食品学を含む)	栄養学(生化学を含む)	2 年前期	2		2
解剖学及び生理学	人体の構造と機能	1 年通年	3		2
微生物学、免疫学、薬理概論	微生物・免疫学	1 年後期	2		2
	薬理・薬剤学	1 年後期	2		
精神保健	小児看護学Ⅰ	2 年後期	2		2
	精神看護学Ⅰ	2 年後期	2		
看護学(臨床実習及び救急処置を含む)	看護学概論	1 年前期	2		10
	基礎看護方法論Ⅰ	1 年前期	1		
	基礎看護方法論Ⅱ	1 年後期	1		
	基礎看護学実習Ⅰ	1 年後期	1		
	基礎看護学実習Ⅱ	2 年後期	2		

	成人看護学Ⅲ	3 年前期	2		
	小児看護学Ⅱ	3 年前期	2		
	母性看護学Ⅰ	2 年後期	2		
	在宅看護論Ⅰ	3 年前期	2		

5) 教科又は教職に関する科目

教科または教職に関する科目は付表 D のとおりです。

付表 D 教科または教職に関する科目

免許の種類	最低修得単位数	備考
養教一種免	7 単位以上	「教職に関する科目」(付表 B) 及び「教科に関する科目」(付表 C) の最低修得単位を超えて修得した単位を示す。

◆令和 4 年度以降入学生

1) 基礎資格及び修得すべき単位

「養護教諭一種免許状」(以下、「養教一種免」という。) 「養護教諭二種免許状」(以下、「養教二種免」という。) を取得するためには、表①のように教育職員免許法等で規定された「資格」と「修得単位」を必要とします。

また、教育職員免許法施行規則第 66 条 6 に定める科目は、付表 A のとおりです。

表① 基礎資格及び修得すべき単位

免許の種類	基礎資格	最低修得単位数			
		教育職員免許法施行規則第 66 条 6 に定める科目	教職に関する科目	「養護」の教科に関する科目	教科または教職に関する科目
養教二種免	保健師	8 単位 (付表 A)			
養教一種免	学士の称号を有する	8 単位 (付表 A)			
			21 単位以上 (付表 B)	28 単位以上 (付表 C)	7 単位以上 (付表 D)

付表 A (教育職員免許法施行規則第 66 条 6 に定める科目)

科目	修得単位数	修得方法
日本国憲法	2	「憲法・人権論」(1 年前期・2 単位・必修) を修得すること。
体 育	2	「健康スポーツ」(1 年後期・2 単位・選択) を修得すること。
外国語コミュニケーション	2	「エッセンシャルイングリッシュ」(1 年前期・1 単位・必修)、 「アドバンストイングリッシュ」(1 年後期・1 単位・必修) を修得すること。

情報機器の操作	2	「情報処理の基礎」(1 年前期・2 単位・必修) を修得すること。
---------	---	-----------------------------------

2) 単位の修得方法

教育職員免許法等で規定された「教職に関する科目」「養護」の教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の単位の修得方法は、表②のとおりです。

表② 単位の修得方法

免許の種類	科目の区分	取得方法
養教一種免	教職に関する科目	付表Bにより修得すること
	「養護」の教科に関する科目	付表Cにより修得すること
	教科又は教職に関する科目	付表Dにより修得すること

3) 教職に関する科目

教職に関する科目は、付表Bのとおりです。

付表B 教職に関する科目

*全科目必修(卒業単位には含まれません)

科目区分	授業科目名	単位数	開講時期
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	1 年後期
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2	1 年前期
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	2 年後期
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	子どもの発達と学習	2	2 年前期
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	2 年後期
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	1 年後期
道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	特別活動論(道徳及び総合的な学習を含む)	2	2 年前期
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論	2	2 年前期
生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	2 年前期
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談・カウンセリング	2	1 年後期
養護実習	養護実習指導	1	3 年前期
	養護実習	4	3 年前期

学校体験活動	学校体験活動	1	1～2 年前・後期
教職実践演習	教職実践演習（養護教諭）	2	4 年後期

4)「養護」の教科に関する科目

「養護」の教科に関する科目は、付表 C のとおりです。

付表 C 「養護」の教科に関する科目

○選択科目であるが必ず修得すること

科目の区分	授業科目名	開講時期	必修単位	選択単位	最低修得単位数
衛生学及び公衆衛生学 （予防医学を含む）	公衆衛生学	2 年前期	2		4
	保健統計	3 年前期		②	
学校保健	学校保健	2 年前期		②	2
養護概説	養護概論	2 年後期		②	2
健康相談活動の理論及び方法	健康相談活動	2 年後期		②	2
栄養学（食品学を含む）	生化学・栄養学	2 年前期	2		2
解剖学及び生理学	人体の構造と機能Ⅰ	1 年前期	2		2
	人体の構造と機能Ⅱ	1 年後期	1		
微生物学、免疫学、薬理概論	微生物・免疫学	1 年後期	2		2
	薬理・薬剤学	1 年後期	2		
精神保健	小児看護総論	2 年後期	2		2
	精神看護総論	2 年後期	2		
看護学（臨床実習及び救急処置を含む）	看護学概論	1 年前期	2		10
	基礎看護援助論Ⅰ （共通看護技術）	1 年前期	1		
	基礎看護援助論Ⅲ （診療補助技術）	2 年前期	1		
	基礎看護学実習Ⅰ （看護導入実習）	1 年後期	1		
	基礎看護学実習Ⅱ （看護展開実習）	2 年後期	2		
	成人看護援助論Ⅱ	3 年前期	2		
	小児看護援助論	3 年前期	2		
	母性看護総論	2 年後期	2		
	在宅看護総論	2 年後期	2		

5) 教科又は教職に関する科目

教科または教職に関する科目は付表 D のとおりです。

付表 D 教科または教職に関する科目

免許の種類	最低修得単位数	備考
養教一種免	7 単位以上	「教職に関する科目」(付表 B) 及び「養護」の教科に関する科目(付表 C) の最低修得単位を超えて修得した単位を示す。

6) 養護教諭養成課程における履修条件

①教育職員免許状取得のための科目

- ・教育職員免許状取得のための科目(付表 A・付表 B・付表 C に示す)の単位を開講された学年で修得していること。

②養護実習

- ・1～3 学年(前期)までの教育職員免許状取得のための科目(付表 A・付表 B・付表 C に示す)の単位を開講された学年で修得していること。

7) 特別課程履修費

特別課程履修費(学則別表第 2－3)について、指定期日までに納入がない場合、3 年生においては「養護実習指導」「養護実習」、4 年生においては「教職実践演習(養護教諭)」の単位は認定されません。また、履修中に辞退を希望する場合や単位未修得になった場合、特別課程履修費の返還はされません。